



2025年12月11日

各 位

会 社 名 株式会社エルテス
代表者名 代表取締役社長 菅原 貴弘
(コード番号: 3967 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 経営戦略本部長 伊藤 豊
(TEL. 03-6550-9280)

業務資本提携に関する契約の締結、第三者割当による第10回新株予約権
及び第11回新株予約権の発行、並びに第9回新株予約権（行使価額修正条項付）
の譲渡の承認及び売出しに関するお知らせ

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、グロースパートナーズ株式会社（以下「グロースパートナーズ」といいます。）との間で本日付で事業提携契約書（以下「本事業提携契約」といいます。）を締結すると共に、グロースパートナーズがサービスを提供するファンドであるグロースパートナーズ投資組合（以下「割当予定先」といいます。）に対して第三者割当の方法により第10回新株予約権及び第11回新株予約権（以下、第10回新株予約権及び第11回新株予約権を文脈に応じて総称して又は個別に「本新株予約権」といいます。）を発行すること、並びに当社の筆頭株主である株式会社 TS パートナーズ（当社の代表取締役社長である菅原貴弘（以下「菅原氏」といいます。）の資産管理会社）が保有する第9回新株予約権の譲渡（以下「本譲渡」といいます。）の承認について決議いたしましたので、お知らせします。なお、菅原氏は、本譲渡の承認に係る議案について、特別の利害関係を有する取締役に該当するため、当該議案に係る審議及び議決には参加していません。また、本譲渡は売出しに該当することになりますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 業務資本提携

1. 業務資本提携の経緯及び理由

当社グループは、「安全なデジタル社会をつくり、日本を前進させ続ける。」をミッションに掲げ、リスクに特化したビッグデータ解析技術を基に、テクノロジーの発展により生じた新たなリスクを解決するためのソリューションを提供するデジタルリスク事業、従来型の警備業とデジタルテクノロジーの融合により新時代の安全保障を創出するAIセキュリティ事業、企業や地方自治体に対するDX（デジタルトランスフォーメーション）支援を推進するDX推進事業、スマートな街づくりによる地方創生への貢献を目指すスマートシティ事業の4つのセグメントで事業を推進しております。

当社グループを取り巻く国内のITサービス分野においては、企業の収益性向上・人手不足対策等を目的としたDXの推進や生成AI市場の拡大によって、成長傾向が継続しております。このような中で、デジタル化や働き方の多様化を背景とした組織内部からの営業秘密情報持ち出し事案などが後を絶たず、我が国の経済安全保障の観点からも、情報セキュリティの重要性は日々高まっています。また、SNSなどのデジタル空間での偽・誤情報拡散、炎上事案の発生、生成AI利用に伴うリスクへの対応など、当社グループがサービスを提供するエリアにおけるニーズは益々高まっています。

このような経営環境の中、当社グループは第1期（2022年2月期～2024年2月期）中期経営計画「The Road To 2024」の下、新規事業の創出や積極的なM&Aの推進により、売上高とEBITDAの伸長による中長期的な企業価値向上を目指してまいりました。そして、2025年2月期以降は第2期（2025年2月期～2027年2月期）中期経営計画「Build Up Eltes」を策定し、営業利益を最重要指標として、より強力な収益基盤を構築すべく事業を推進しております。さらに、2025年10月14日公表の2026年2月期第2四半期決算説明資料及び本日公表の『経営方針のアップデート』においても記載のとおり、当社グループの収益性と企業価値の向上を一層加速させるべく、以下の3つの戦略を軸とする経営改革に取り組んでおります。

- ① 社内アクティビストチームの組成による投資家目線の徹底
- ② 資本コスト・資本収益性を意識した経営方針
- ③ 収益性の高いデジタルリスク事業をコア事業とする成長戦略の策定

これらの経営戦略を着実かつ迅速に実行していくためには、社内リソースを最大限活用すると同時に、当社を取り巻く重要なステークホルダーである顧客、従業員、投資家などの視点に立った専門的な助言・業務支援が可能な外部パートナーとの提携が重要になると考えており、従前から提携先の検討を行ってまいりました。

かかる検討の過程で、今回提携を行うこととなったグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から、2024年11月に、当社の代表取締役社長である菅原貴弘に対して、当社の成長戦略策定、サービス拡張、顧客獲得、コスト削減、M&A、IR強化などの領域におけるハンズオンの業務支援、及び業務提携を強化するための資本関係の構築に関する提案がありました。その後、グロースパートナーズとの情報交換、社内での議論を重ね、具体的な業務資本提携の内容について慎重に検討を進めてまいりました。その結果、戦略転換を伴う経営方針の変更を実施し、下記「II. 第三者割当 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、成長戦略の中核を担う内部脅威検知サービスの拡充に向けて中長期的な資金需要が見込まれるこのタイミングで、多くの上場企業の支援実績を有する古川徳厚氏が代表取締役を務めるグロースパートナーズと業務資本提携を実施することが当社の戦略遂行のために必要であるとの判断に至りました。

当社は、本日付で、グロースパートナーズとの間で本事業提携契約を、グロースパートナーズがサービスを提供する割当予定先との間で、割当予定先に対して新株予約権（行使価額固定型）を発行することを内容とする引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結することといたしました。当社は、これらの契約に基づく業務資本提携（以下「本業務資本提携」といいます。）を通じて、企業価値向上に向けた経営改革および成長戦略を着実かつ迅速に実行してまいります。グロースパートナーズは、割当予定先に対し投資に関するサービスを提供すると共に、割当予定先の組合持分10%を保有していることから（残りの90%の組合持分はグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏が保有）、グロースパートナーズには、本事業提携契約に基づく事業支援を通じた当社の企業価値及び株式価値の向上に対するインセンティブが働くことになります。

2. 業務資本提携の内容

本事業提携契約に基づき当社グループがグロースパートナーズから受ける支援の概要は以下のとおりです。

- ① 新経営方針に則った事業別戦略・中期経営計画策定支援
- ② ポートフォリオ戦略の検討実行支援
- ③ 財務戦略（BSマネジメント）の策定実行支援
- ④ 経営管理の高度化支援（KPI設計を含む。）
- ⑤ M&A支援（PMI・各種シナジー施策を含む。）
- ⑥ 事業の競争力確保に向けた各種施策推進の支援（GPのネットワークを活用した新規クラウドアントの獲得支援、マーケティング支援など）

⑦ 投資家視点を踏まえた IR 支援

3. 業務資本提携の相手先の概要

本業務資本提携における事業提携の相手先であるグロースパートナーズの概要は、下記のとおりです。

① 名 称	グロースパートナーズ株式会社		
② 所 在 地	東京都目黒区自由が丘 2-16-12 RJ3		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 古川 徳厚		
④ 事 業 内 容	金融業、企業戦略の立案等に関する支援事業、経営コンサルティング業務、投資及びそれに関するコンサルティング業務		
⑤ 資 本 金	900 万円		
⑥ 設 立 年 月 日	2022 年 7 月 25 日		
⑦ 大株主及び持株比率	古川徳厚 100%		
⑧ 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑨ 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2023 年 6 月期	2024 年 6 月期	2025 年 6 月期
純 資 産	7,433 千円	△474 千円	5,917 千円
総 資 産	128,022 千円	96,432 千円	60,451 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	8,259 円	△527 円	6,574 円
売 上 高	93,209 千円	130,586 千円	109,867 千円
営業利益又は損失	△5,498 千円	△15,204 千円	14,873 千円
経常利益又は損失	△1,260 千円	△4,679 千円	16,688 千円
当 期 純 利 益 又 は 損 失	△1,567 千円	△7,907 千円	7,228 千円
1 株当たり当期純利 益 又 は 損 失	△1,741 円	△8,786 円	8,031 円
1 株当たり配当金	0.00 円	0.00 円	0.00 円

4. 業務資本提携の日程

① 取締役会決議日	2025 年 12 月 11 日 (木)
-----------	----------------------

② 本事業提携契約及び本引受契約の締結日	2025年12月11日（木）
③ 本新株予約権の割当日	2025年12月29日（月）
④ 本業務資本提携の開始日	2025年12月29日（月）

5. 今後の見通し

本業務資本提携が当社の業績に与える影響につきましては現時点で未定であり、今後開示すべき重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

II. 第三者割当

1. 募集の概要

① 割 当 日	2025年12月29日（月）
② 発行新株予約権数	2,456個 第10回新株予約権：1,901個 第11回新株予約権：555個
③ 発 行 價 額	総額1,446,708円 第10回新株予約権：総額1,317,393円（1個当たり693円） 第11回新株予約権：総額129,315円（1個当たり233円）
④ 当該発行による潜在株式数	245,600株 第10回新株予約権：190,100株 第11回新株予約権：55,500株
⑤ 調達資金の額	171,349,808円（注）
⑥ 行使価額	第10回新株予約権：631円 第11回新株予約権：900円
⑦ 行使請求期間	第10回新株予約権：2025年12月30日から2030年12月29日まで 第11回新株予約権：2025年12月30日から2030年12月29日まで
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当予定先	グロースパートナーズ投資組合
⑩ そ の 他	(i)上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 (ii)当社は、割当予定先との間で本日付で締結する予定の本引受契約において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意する予定です。 (a) 割当予定先は、2025年12月30日から2026年12月29日まで、第10回新株予約権の行使を行わないものとします。但し、①本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかつたことが判明した場合、②当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合又は③当社が2026年12月29日以前における割当予定先による第10回新株予約権の行使に同意した場合はこの限りではありません（なお、当社がかかる同意をした場合には、その旨適時開示を行います。）。 (b) 割当予定先は、2025年12月30日から2028年12月29日ま

	<p>で、第 11 回新株予約権の行使を行わないものとします。但し、当社が 2028 年 12 月 29 日以前における割当予定先による第 11 回新株予約権の行使に同意した場合はこの限りではありません（なお、当社がかかる同意をした場合には、その旨適時開示を行います。）。</p> <p>(c) 割当予定先は、上記(b)の取決めに基づき第 11 回新株予約権の行使が可能となった場合、それ以降、特定の連続する 10 取引日において、当該連続する 10 取引日の各日の当社の時価総額（次の式によって算出するものとする。）がいずれも 100 億円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、第 11 回新株予約権を行使することができます。但し、当社が、当該条件が成就する前における割当予定先による第 11 回新株予約権の行使に同意した場合はこの限りではありません。</p> <p>時価総額 = (当社の発行済株式総数 - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値</p> <p>※いずれの数値も、当該連続する 10 営業日の各日における数値とします。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

上記「I. 業務資本提携 1. 業務資本提携の経緯及び理由」に記載のとおり、当社が策定した経営戦略を着実かつ迅速に実行していくためには、社内リソースを最大限活用すると同時に、当社を取り巻く重要なステークホルダーである顧客、従業員、投資家などの視点に立った専門的な助言・業務支援が可能な外部パートナーとの提携が重要になると考えており、従前から提携先の検討を行ってまいりました。かかる検討の過程で、今回提携を行うこととなったグロースパートナーズから、2024 年 11 月に当社の成長戦略策定、サービス拡張、顧客獲得、コスト削減、M & A、I R 強化などの領域におけるハンズオンの業務支援、及び業務提携を強化するための資本関係の構築に関する提案を受けました。その後、グロースパートナーズとの情報交換、社内での議論を重ね、具体的な業務資本提携の内容について慎重に検討を進めてまいりました。その結果、戦略転換を伴う経営方針の変更を実施し、成長戦略の中核を担う内部脅威検知サービスの拡充に向けて中長期的な資金需要が見込まれるこのタイミングで、多くの上場企業の支援実績を有する古川徳厚氏が代表取締役を務めるグロースパートナーズと業務資本提携を実施することが当社の戦略遂行のために必要であるとの判断に至りました。その結果、当社は、グロースパートナーズがサービスを提供する割当予定先に対する第三者割当による新株予約権の発行を実施することを決定いたしました。

(2) 本第三者割当を選択した理由

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して第 10 回新株予約権（最大調達額 121,270,493 円）及び第 11 回新株予約権（最大調達額 50,079,315 円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです（以下「本第三者割当」といいます。）。

資金調達方法には、不特定多数の一般投資家に向けて株式等の募集を行う公募、既存株主に対して株式や新株予約権を割り当てる株主割当、金融機関からの借入れ等もありますが、今回の資金調達は、グロースパートナーズとの間の業務提携を資本関係の構築により強固なものとすること、グロースパートナーズに対し当社に対するハンズオン支援を通じた企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することが主な目的の一つであるため、グロースパートナーズがサービスを提供する割当予定先に対する第三者割当の方法によること、また、当社株価の上昇によりキャピタルゲインの増加を享受することが可能となる新株予約権を発行することが目的に適合的であると考えました。

上記の目的との関係では普通株式の第三者割当も選択肢の一つにはなるところ、普通株式の発行は、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。一方で、本新株予約権は、即時に希薄化が生じることではなく、その目的となる株式数は固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化に係る懸念は大きいものにはならないと考えています。また、本第三者割当における資金使途である「内部脅威検知サービス」拡張開発資金及び「内部脅威検知サービス」販売・提供体制拡充資金は事業の進捗に応じて段階的に資金ニーズが発生するものですが、かかる資金使途には、割当先による行使に基づき段階的な資金調達を可能とする新株予約権が適合すると判断しております。

なお、上記のとおり、当社は、グロースパートナーズとの間で中長期的なパートナーシップを構築することを想定していますが、その観点から、本引受契約においては、割当予定先は、原則として、第10回新株予約権を2025年12月30日から2026年12月29日まで行使しない旨、及び第11回新株予約権を2025年12月30日から2028年12月29日まで行使しない旨が定められる予定です。

下記「III. 第9回新株予約権の譲渡の承認及び売出し 1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由」に記載のとおり、割当予定先は、本第三者割当と同時に、当社の筆頭株主である株式会社TSパートナーズ（当社の代表取締役社長である菅原氏の資産管理会社）から第9回新株予約権1,941個を取得する予定です。グロースパートナーズとしては、当社に対する投資額として3億円程度の金額を希望していた一方で、当社の現時点の新たな資金ニーズとしては1億7,000万円程度が見込まれました。かかる状況下において、当社として既存株主の利益の保護の観点から希薄化率を抑制するために、新規発行の新株予約権による調達金額は1億7,000万円程度にとどめつつ、グロースパートナーズの意向も尊重するため、株式会社TSパートナーズに対して、その保有する新株予約権1,941個（本日現在における第9回新株予約権の全部の行使に際して払い込むべき金額は、1億2,700万円程度（本日現在有効な行使価額652円に、目的となる株式の総数194,100株を乗じて算出））を割当予定先に譲渡することを提案したところ、株式会社TSパートナーズが当該提案を応諾したため、かかる新株予約権の譲渡が実行されることになりました。

当社が2023年8月9日に発行した第8回新株予約権及び第9回新株予約権については、第8回新株予約権は本日までに1,500個行使され（2025年6月2日に1,000個、同年8月20日に500個）、本日現在3,607個が残存し、第9回新株予約権は本日まで一切行使されておらず1,941個が残存していますが、これらの新株予約権の行使により調達する資金については、以下のとおり、本第三者割当とは別の使途に充当する予定です。第8回新株予約権及び第9回新株予約権により調達する資金の使途及び金額については、2025年4月28日に、発行当時のものから変更することを決定しましたが、その詳細は、当社が2025年12月8日に提出した半期報告書（第15期中、2025年10月14日提出）の訂正報告書の関連する記載、及び当社の2025年4月28日付適時開示「第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額修正及び資金使途変更に関するお知らせ」をご参照ください。なお、第8回新株予約権1,500個の行使により調達した資金（92,850,000円）については、本日現在、以下のいずれの使途にも充当されておらず、当社銀行口座にて管理しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①M&A、資本業務提携資金	139	2025年4月～2031年8月
②『AIシールド構想』事業開発資金	300	2025年4月～2031年8月

(注)『AIシールド構想』とは、生成AIが発展・普及しAX(AIトランスフォーメーション)市場が出現する中、当社がこれまで培ったデジタルリスクマネジメントのノウハウを活用し、生成AI活用に関するリスクコンサルティング・生成AI Agentの開発受託及び導入支援・生成AI Agentのリスクマネジメントプラットフォーム提供といった“守りの生成AI”領域における新規事業創出を企図する事業構想です。

残存している個数が相対的に多い第8回新株予約権の行使期間は2026年8月7日までですが、上記のとおり本第三者割当により発行する第10回新株予約権は原則として2026年12月29日まで行使されず、また第11回新株予約権は原則として2028年12月29日まで行使されない旨が割当予定先との間で合意される予定であるため、当社が資金調達のために発行する新株予約権は、全体として、行使による希薄化が分散して生じる設計になっていると考えています。なお、第8回新株予約権及び第9回新株予約権について、本第三者割当に伴う行使価額の調整は行われません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
171,349,808	7,030,000	164,319,808

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、第三者算定機関報酬費用、反社会的勢力調査費用、登記関連費用及びその他費用です。
 3 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額164,319,808円につきましては、①「内部脅威検知サービス」拡張開発資金、②「内部脅威検知サービス」販売・提供体制拡充資金に充当する予定です。かかる資金使途の詳細については、以下のとおりです。なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①「内部脅威検知サービス」拡張開発資金	82 (第10回新株予約権59、 第11回新株予約権23)	2026年12月～2031年12月
②「内部脅威検知サービス」販売・提供体制拡充資金	82 (第10回新株予約権59、 第11回新株予約権23)	2026年12月～2031年12月
合計	164	

本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。支出予定時期の期間中に本新株予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定額よりも不足した場合においても、上記①、②の順に優先的に充当する予定です。また、自己資金の活用及び銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記の使途への充当を行う可能性があります。

＜手取金の使途について＞

① 「内部脅威検知サービス」 拡張開発資金

当社グループのコア事業であるデジタルリスク事業の主力サービス「内部脅威検知サービス」は、「兆しを捉えるデータインテリジェンスで、内部不正から組織を守り成長を加速する」を事業パーソナリティとして、顧客企業内の PC ログデータや勤怠データなど複数の情報から人の行動を統合的に分析し、営業秘密情報の漏洩等の内部不正が発生する兆候を検知するサービスです。国家的な経済安全保障としての技術情報保護の重要性の高まりや、リモートワーク・クラウドサービスの普及、人材の流動性向上による転職の増加などの社会トレンドを背景とする大企業を中心としたログプロファイリングや内部不正対策への要求の高まりを受けて、当社の内部脅威検知サービスは着実に成長を続けており、2026 年 2 月期は 10 億円を超える売上高を見込んでおります。今後の更なる市場規模の拡大を見据え、上記「I. 業務資本提携 1. 業務資本提携の経緯及び理由」に記載の経営改革においても、内部脅威検知サービスを当社グループの成長を牽引する中心サービスとして位置付けており、中長期的な資金需要を認識しております。

まず、AI を活用した内部脅威検知サービスの機能拡張として、自動分析機能の強化による検知精度と利益率の向上、インシデントへの初動対応の自動化による検知後対応の迅速化・標準化・高付加価値化を図ります。さらに、内部脅威検知サービスのリード獲得に寄与する関連サービスとして、企業のポリシー・PC ログ等から内部不正リスクを自動診断する SaaS (Software as a Service) の開発を予定しております。そして長期的には、当社の SNS モニタリング、ログ分析、動画検知などのデジタルリスクマネジメントに関する総合的な知見を掛け合わせた「スパイ検知」ソリューションの創出を図っております。

これらの内部脅威検知サービス拡張開発資金として、第 10 回新株予約権の発行により調達する資金のうち 59 百万円、第 11 回新株予約権の発行により調達する資金のうち 23 百万円の計 82 百万円を充当することを予定しております。

② 「内部脅威検知サービス」 販売・提供体制拡充資金

内部脅威対策市場の拡大に応じて販売体制を強化するため、営業（本日現在 9 名）・マーケティング（本日現在 5 名）人材の補強を図り、広告宣伝費・販売促進費の投資を強化することを見込んでおります。また、サービス提供規模の拡大、顧客の多様化を見据え、提供サービス品質の標準化、高付加価値化を実現するため、アナリスト（本日現在 20 名）・カスタマーサクセス（本日現在 1 名）人材についても積極的に拡充してまいります。

これらの内部脅威検知サービス販売・提供体制拡充資金として、第 10 回新株予約権の発行により調達する資金のうち 59 百万円、第 11 回新株予約権の発行により調達する資金のうち 23 百万円の計 82 百万円を充当することを予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、今回調達する資金

は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関であるエースター・コンサルティング株式会社（本社：東京都港区西麻布3丁目19番13号、代表者：三平慎吾）（以下「エースター」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2025年12月10日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。エースターは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、エースターは、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2025年12月10日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（35.44%）、無リスク金利（1.446%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の公正価値を算定しております。

第10回新株予約権の行使価額につきましては、631円と決定いたしました。これは、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2025年12月10日）までの直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値に相当する金額です。また、第11回新株予約権の行使価額につきましては、900円と決定いたしましたが、これは、当該単純平均値に一定のプレミアムを付した金額です。当社と割当予定先との間において、本新株予約権が今後長期にわたって行使される可能性があるものであることを踏まえ、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を基準に考えることが適切であると考えたため、上記単純平均値を基準として採用し、その上で協議を行った結果、第10回新株予約権については当該単純平均値と同額、第11回新株予約権については一定のプレミアムを付した金額とすることに合意しました。なお、第10回新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2025年12月10日）における当社普通株式の終値630円に対して0.1%のプレミアム、第11回新株予約権の行使価額は、当該終値に対して42.86%のプレミアムです。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（第10回新株予約権：693円、第11回新株予約権：233円）をエースターによる価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるエースターが本新株予約権の算定を行っていること、エースターによる本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関する不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第10回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（190,100株）及び第11回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（55,500株）を合算した総株式数は245,600株

(議決権数 2,456 個) であり、これは、2025 年 8 月 31 日現在の当社発行済株式総数 6,220,880 株 (議決権総数 61,782 個) に対して、3.95% (議決権総数に対し 3.98%) の希薄化 (小数点第三位を四捨五入) に相当します。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、グロースパートナーズとの事業提携により当社の事業価値の向上が期待できることに加え、本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2025 年 12 月 11 日現在)

① 名 称	グロースパートナーズ投資組合	
② 所 在 地	東京都目黒区自由が丘 2-16-12 R J 3	
③ 設 立 根 拠 等	民法に規定する任意組合	
④ 組 成 目 的	有価証券の取得等	
⑤ 組 成 日	2023 年 4 月 9 日	
⑥ 出 資 額	73,028,060 円	
⑦ 出 資 者 の 概 要	組合員 古川 徳厚 90% 組合員 グロースパートナーズ株式会社 10%	
⑨ 当社と当該ファンドとの間の 関係	出 資 関 係	該当事項はありません。
	人 事 関 係	該当事項はありません。
	資 金 関 係	該当事項はありません。
	技 術 又 は 取 引 関 係	該当事項はありません。

(注) 1 割当予定先の業務執行組合員はグロースパートナーズです。グロースパートナーズの概要については、上記「I. 業務資本提携 3. 業務資本提携の相手先の概要」をご参照ください。

2 当社は、割当予定先及びその組合員・出資者並びにそれらの役員 (以下「割当予定先関係者」と総称する。) について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社 (本社: 東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号、代表者: 小板橋仁) に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を 2025 年 11 月 28 日付で受領しております。したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が割当予定先を選定した理由は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（本新株予約権及び売出しの対象となる第9回新株予約権行使した上で株式を売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、本新株予約権及び第9回新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、割当予定先の業務執行組合員であるグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭にて受けております。但し、本新株予約権及び第9回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の発行に係る払込み及び第9回新株予約権の売出しに係る払込みに要する資金について、当社は、割当予定先から、その取引銀行に係る口座残高の写し（2025年12月2日付）の提供を受け確認したところ、当該残高は本新株予約権の発行に係る払込金額及び第9回新株予約権の売出しに係る払込金額の合計額を上回っていました。グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏によれば、かかる資金は、割当予定先の組合員が割当予定先に出資した金額であるとのことです。

かかる結果を踏まえ、当社は、本新株予約権の発行に係る払込み及び第9回新株予約権の売出しに係る払込みに確実性があると判断しております。

一方、本新株予約権及び第9回新株予約権の行使に係る払込みに要する資金は確認することはできておりませんが、割当予定先は、本新株予約権及び第9回新株予約権の行使に当たって、基本的には、本新株予約権又は第9回新株予約権の一部の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権又は第9回新株予約権の行使に充てるという行為を行うことを予定している旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。当初の本新株予約権又は第9回新株予約権の一部の行使に必要な資金については、本新株予約権の発行に係る払込み及び第9回新株予約権の売出しに係る払込みに要する資金を支払った後における上記口座の残高から拠出し、当該残高では足りない場合には、割当予定先の組合員である古川徳厚氏又はグロースパートナーズが割当予定先に追加で出資を行う旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で説明を受けると共に、グロースパートナーズの2025年11月末日を基準日とする貸借対照表の試算表の提供を受け、本新株予約権又は第9回新株予約権の一部の行使に必要な現預金が十分に存在することを確認しました。

かかる確認を通じて、当社は、本新株予約権及び第9回新株予約権の行使に係る払込みに確実性があると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年8月31日現在）	募集後
-------------------	-----

株式会社 TS パートナーズ	16.41%	株式会社 TS パートナーズ	15.32%
株式会社ラック	10.04%	株式会社ラック	9.37%
菅原 貴弘	5.13%	GP 上場企業出資投資事業有限責任組合	6.64%
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	2.70%	菅原 貴弘	4.79%
楽天証券株式会社	1.56%	三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	2.52%
株式会社マイナビ	1.35%	楽天証券株式会社	1.46%
学校法人国際総合学園	0.97%	株式会社マイナビ	1.26%
ドリーム 10 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員モダンパス 合同会社	0.71%	学校法人国際総合学園	0.91%
尾下 佳代	0.48%	ドリーム 10 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員モダンパス合同会社	0.66%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	0.39%	尾下 佳代	0.45%

- (注) 1 募集前の大株主及び持株比率は、2025年8月31日現在の所有株式数に係る議決権数を、同日の総議決権数で除して算出しております。
- 2 募集後の大株主及び持株比率は、2025年8月31日現在の総議決権数に、本新株予約権及び第9回新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数を加味した数字であります。
- 3 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

8. 今後の見通し

当社は、本業務資本提携が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。本業務資本提携における業務提携の具体的な内容については、上記「I. 業務資本提携 2. 業務資本提携の内容」に記載のとおりであります。2026年2月期以降の連結業績への具体的な影響額については現時点では未定です。

今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期

売 上 高	4,685,520 千円	6,535,138 千円	7,317,064 千円
営 業 利 益 又 は 損 失	202,534 千円	182,077 千円	93,326 千円
経 常 利 益 又 は 損 失	143,745 千円	143,528 千円	68,849 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失	42,644 千円	257,302 千円	△860,379 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 損 失	7.28 円	42.65 円	△142.61 円
1 株 当 た り 配 当 額	—	—	—
1 株 当 た り 純 資 産 額	379.74 円	423.24 円	306.10 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年8月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	6,220,880 株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,070,800 株	17.2%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
始 値	811 円	819 円	928 円
高 値	1,175 円	1,142 円	954 円
安 値	750 円	732 円	550 円
終 値	819 円	929 円	722 円

② 最近6か月間の状況

	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	714 円	737 円	685 円	673 円	643 円	635 円
高 値	748 円	759 円	703 円	690 円	654 円	641 円
安 値	685 円	677 円	661 円	628 円	613 円	616 円
終 値	731 円	685 円	669 円	636 円	636 円	630 円

(注) 2025年12月の株価については、2025年12月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

2025年12月10日	
始 値	626 円
高 値	632 円
安 値	626 円
終 値	630 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第8回新株予約権第9回新株予約権の発行

割 当 日	2023年8月9日
発行新株予約権数	7,048 個 第8回新株予約権：5,107 個 第9回新株予約権：1,941 個
発行価額	総額 9,544,007 円 (第9回新株予約権1個当たり 1,133 円、第11回新株予約権1個当たり 1,936 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	696,292,307 円
割 当 先	第8回新株予約権：ドリーム10号投資事業有限責任組合 第9回新株予約権：株式会社 TS パートナーズ
募集時における発行済株式数	6,050,880 株
当該募集における潜在株式数	潜在株式数：704,800 株 (新株予約権1個につき 100 株) 第8回新株予約権：510,700 株 第9回新株予約権：194,100 株
現時点における行使状況	行使株式数：150,000 株 残存する第8回新株予約権の数：3,607 個 残存する第9回新株予約権の数：1,941 個
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	102,394,007 円
発行時における当初の資金用途	M&A、資本業務提携資金 696百万円：2023年8月～2031年8月 ※2025年4月28日「第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額修正及び資金使途変更に関するお知らせ」で公表したとおり、以下のとおり、資金使途を変更しております。 ①M&A、資本業務提携資金 139百万円：2025年4月～2031年8月 ②『AIシールド構想』事業開発資金 300百万円：2025年4月～2031年8月
現時点における	充当なし

充 当 状 況	
---------	--

10. 発行要項
別紙ご参照

III. 第9回新株予約権の譲渡の承認及び売出し

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2023年7月24日付「第三者割当による第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同年8月9日に、第三者割当により、第8回新株予約権を5,107個、第9回新株予約権を1,941個発行いたしました。

上記「II. 第三者割当 2. 募集の目的及び理由 (2) 本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、本業務資本提携に関するグロースパートナーズ及び当社の協議の過程で、グロースパートナーズとしては、当社に対する投資額として3億円程度の金額を希望していた一方で、当社の現時点の新たな資金ニーズとしては1億7,000万円程度が見込まれました。かかる状況下において、当社として既存株主の利益の保護の観点から希薄化率を抑制するために、新規発行の新株予約権による調達金額は1億7,000万円程度にとどめつつ、グロースパートナーズの意向も尊重するため、株式会社TSパートナーズに対して、その保有する第9回新株予約権1,941個を割当予定先に対して譲渡することを提案したところ、株式会社TSパートナーズが当該提案を応諾したため、本譲渡が実行されることになりました。そこで、当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、本譲渡を承認する旨の決議を行いました。なお、菅原氏は、本譲渡の承認に係る議案について、特別の利害関係を有する取締役に該当するため、当該議案に係る審議及び議決には参加していません。また、本譲渡は売出しに該当することになりますので、併せてお知らせいたします。

割当予定先の第9回新株予約権の保有方針については、本第三者割当により割当予定先が引き受ける本新株予約権と同様、割当予定先が当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること（第9回新株予約権を行使した上で株式を売却する際における投資資金の回収）を目的としているため、第9回新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨、また、第9回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針である旨の説明を、割当予定先の業務執行組合員であるグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭にて受けております。

2. 新株予約権の売出し（譲渡）の概要

名 称	株式会社エルテス第9回新株予約権
売 出 数	1,941個（新株予約権1個あたりの潜在株式数100株）
売 出 價 格	1個当たり1,936円
売 出 價 額 の 総 額	130,310,976円 売却価額の総額 3,757,776円 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 126,553,200円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、すべての第9回新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。行使価額が調整された場合には、当該金額は減少します。また、第9回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少します。
売 出 人	株式会社TSパートナーズ

売 出 方 法	グロースパートナーズ投資組合に対する市場外での相対取引による本新株予約権の譲渡
申 込 期 間	2025 年 12 月 29 日
受 渡 期 日	2025 年 12 月 29 日
申 込 証 拠 金	該当事項はありません。
売 出 の 目 的	上記「1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由」に記載のとおりです。
申 込 単 位	1 個

3. 売出し(譲渡)先の概要

上記「II. 第三者割当 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりです。

4. 今後の見通し

本譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

第9回新株予約権の概要

割 当 日	2023 年 8 月 9 日
新 株 予 約 権 の 総 数	1,941 個
発 行 價 額	総額 3,757,776 円 (1 個当たり 1,936 円)
当該発行による潜在株式数	194,100 株 第9回新株予約権については行使価額修正条項が付されていますが、下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数の合計は 194,100 株株あります
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額	203,680,776 円 (内訳) 新株予約権発行分 3,757,776 円 新株予約権行使分 199,923,000 円 全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、上記調達資金の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記調達資金の総額は減少します。
行 使 價 額 及 び 行 使 價 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,030 円 第9回新株予約権の当初行使価額は、2023 年 7 月 24 日付の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値であります。 当社は、第9回新株予約権について割当日の 6 か月を経過した日の翌日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとします。但し、直前の行使価額修正から 6 か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、第9回新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しません。なお、第8回新株予約権と第9回新株予約権の行使価額修

	<p>正は同時に行われるものであります。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、第9回新株予約権については、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本新株予約権の「下限行使価額」は、2023年7月24日付の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値の50%に相当する金額である515円とします。</p> <p>2025年4月28日「第8回新株予約権及び第9回新株予約権の行使価額修正及び資金使途変更に関するお知らせ」で公表したとおり、第9回新株予約権の行使価額の修正を決議し、現在有効な行使価額は652円であります。</p>
募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (株式会社TSパートナーズ)
権利行使期間	2023年8月10日から2026年8月7日までとします。

以上

株式会社エルテス
第 10 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社エルテス第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2025 年 12 月 29 日

3. 割当日

2025 年 12 月 29 日

4. 払込期日

2025 年 12 月 29 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をグロースパートナーズ投資組合に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 190,100 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号及び第(3)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始

日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,901 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 693 円 (本新株予約権の払込総額金 1,317,393 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、金 631 円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従い調整されることがある。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) により行使価額を調整する (以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)。

$$\begin{array}{rcl} & \text{発行又は} & 1 \text{株当たりの発行} \\ & \text{既発行普通} & \times \\ & + & \\ & \text{処分株式数} & \times \\ \hline & \text{株式数} & \text{時価} \\ \text{調整後} & \text{調整前} & \\ \hline \text{行使価額} & = & \frac{\text{行使価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価 (本項第(3)号(ロ)に定義される。以下同じ。) を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用

する。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} - 1 \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限

も含む。) があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。

- (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ニ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2025年12月30日から2030年12月29日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日
- (3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当

社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由

- (1) グロースパートナーズ株式会社の代表取締役を務める古川徳厚が、辞任その他理由の如何を問わず、グロースパートナーズ株式会社の代表取締役たる地位を維持することができなくなったことを理由として、当社及びグロースパートナーズ株式会社の間の 2025 年 12 月 11 日付事業提携契約書が当社により解除された場合、当社は、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり、(i) 当該解除の日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）から行使価額を控除した金額に本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額と(ii) 金 693 円のうち、いざれか大きい金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。但し、当該解除の日において本新株予約権者が当社との合意により本新株予約権を行使することができない場合における本新株予約権 1 個当たりの取得価額は、金 693 円とする。
- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり金 693 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 693 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、2025 年 12 月 10 日を含みそれに先立つ過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社エルテス 東京本社

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋中央支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 4 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上

株式会社エルテス
第 11 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社エルテス第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2025 年 12 月 29 日

3. 割当日

2025 年 12 月 29 日

4. 払込期日

2025 年 12 月 29 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をグロースパートナーズ投資組合に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 55,500 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本項第(2)号及び第(3)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。）に応じて調整される。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始

日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

555 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 233 円 (本新株予約権の払込総額金 129,315 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額 (以下「行使価額」という。) は、金 900 円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従い調整されることがある。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) により行使価額を調整する (以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)。

$$\begin{array}{c} \text{発行又は} \quad 1 \text{株当たりの発行} \\ \text{既発行普通} \quad + \quad \times \quad \text{又は処分価額} \\ \hline \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{株式数} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} \quad = \quad \text{行使価額} \quad \times \\ \hline \text{既発行普通株式数} \quad + \quad \text{発行又は処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価 (本項第(3)号(ロ)に定義される。以下同じ。) を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。) の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用

する。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記(イ)乃至(ハ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号(ホ)の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限

も含む。) があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。

- (ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (ニ) 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ロ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (ハ) 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ニ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権者は、2025年12月30日から2030年12月29日（但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前銀行営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）
- (2) 振替機関が必要であると認めた日

(3) 組織再編行為（以下に定義する。）をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

13. 本新株予約権の取得事由

(1) グロースパートナーズ株式会社の代表取締役を務める古川徳厚が、辞任その他理由の如何を問わず、グロースパートナーズ株式会社の代表取締役たる地位を維持することができなくなったことを理由として、当社及びグロースパートナーズ株式会社の間の 2025 年 12 月 11 日付事業提携契約書（以下「本事業提携契約」という。）が当社により解除された場合、当社は、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり、(i) 当該解除の日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）から行使価額を控除した金額に本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額と (ii) 金 233 円のうち、いずれか大きい金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。但し、当該解除の日において本新株予約権者が当社との合意により本新株予約権を行使することができない場合における本新株予約権 1 個当たりの取得価額は、金 233 円とする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり金 233 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、無リスク利子率等について一定の前提を置き、また、流動性を考慮し、かつ、割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を仮定して第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 233 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、金 900 円とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社エルテス 東京本社

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋中央支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 4 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以上